

令和9年度

三宅村未来に残す東京の農地プロジェクト 要望調査

『三宅村未来に残す東京の農地プロジェクト』は、意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に借り受けて農地の有効利用を行う取り組みを後押しする為、農地整備をする場合に必要な経費に対して、補助を行う事業です。

なお、本調査は要望（需要量）調査により、内容が変更になる場合がございますので、その点ご了承下さいませよう、お願い申し上げます。

1 実施主体

認定農業者（今後、農業経営改善計画を提出する方も含む）

認定新就農者（今後、青年等就農計画を提出する方も含む）

2 対象農地（つぎの（１）～（４）のすべての要件を満たしていること）

- （１）村に存在する遊休農地（災害復旧農地は除外）
- （２）農地中間管理事業で借りた農地（見込みを含む）
- （３）農地面積が、1箇所あたり概ね10a以上あること
- （４）農地の貸借契約後、8年以上耕作することが見込まれること

3 農地整備の範囲

- （１）障害物除去（樹木の伐採・抜根）
- （２）深耕・整地
- （３）その他農地利用に必要な事業

4 補助内容（令和9年度予定）

- （１）補助率：税抜き事業費の90%以内（都：66%以内、村24%以内）
但し、事業費の上限が10aあたり120万円まで
 - ※ 消費税分は補助対象外となります（自己負担は税込み事業費の約18%）
 - ※ 事業実施の際は、事業費の全額を一旦実施者にご負担いただき、事業完了後に、補助金分を村から各実施者に支出します。
 - ※ 本事業の補助対象は請負業者による施工のみで、自主施工は対象外となります。
 - ※ 事業費の増減により、補助金額が変動します。

希望する農家の方は、下記の＜問合せ先＞までご連絡の上、

- ①. 別紙「令和9年度 三宅村未来に残す東京の農地プロジェクト申込書」
- ②. 施工予定業者の見積書

①～②を令和8年6月1日（月）までに、下記の提出先までご提出下さい。

＜提出先／問合せ先＞

三宅村観光産業課農林水産係 飛永・廣瀬

電話：04994-5-0992